

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年2月16日)

[件 名]

- 1 平成22年度版鳥取県環境白書(実績編)の発行について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 平成22年度鳥取県環境立県推進功労者知事表彰について
(環境立県推進課)・・・7
- 3 鳥取県地球温暖化防止活動推進員養成研修(とっとりエコサポーターズ養成講座)の開催について
(環境立県推進課)・・・8
- 4 八頭町内での廃棄物処理施設(破碎施設)の設置計画に係る条例手続きの状況について
(循環型社会推進課)・・・9
- 5 産業廃棄物最終処分場設置に係る検討状況について
(循環型社会推進課)・・・11
- 6 鳥取県景観計画の変更について
(景観まちづくり課)・・・12
- 7 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥等監視の状況について
(公園自然課)・・・14
- 8 全国都市緑化とっとりフェアの開催同意について
(公園自然課)・・・16
- 9 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課)・・・17

生活環境部

平成22年度版鳥取県環境白書（実績編）の発行について

平成23年2月16日
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じる施策を明らかにするものです。

環境白書については、年度当初に講じようとする環境施策を取りまとめた「施策編」を公表して、県民の方々が利用可能な各種支援制度などについて周知を図ったところです。

このたび、「平成22年度鳥取県の環境の現状」及び「平成21年度に講じた施策（平成21年度版鳥取県環境白書に追記）」がまとまりましたので、「実績編」として、県ホームページ上で公表することとします。

1 鳥取県環境白書の概要

(1) 「平成22年度鳥取県の環境の現状」（記載の例示）

①環境教育・環境配慮活動の推進

学校現場では、こどもエコクラブ活動などを活用し、環境教育が児童生徒の生活に根ざした取組となるよう努めている。

＜平成22年度県内こどもエコクラブの登録状況（見込み）＞

- ・ エコクラブ数：76クラブ、メンバー・サポーター数：7,447人

②新エネルギー（自然エネルギー）の導入状況

魅力ある豊かな自然環境を保全する活動を進めるとともに、風力、太陽光、バイオマス、小水力などの新エネルギー（自然エネルギー）の活用に積極的に取り組んでいる。

＜平成22年度太陽光発電の導入状況（予定）＞（参考）H21年度実績 2,673kw

- ・ 住宅：2,800kw、事業所：685kw 合計 3,485kw

③二酸化炭素などの温室効果ガスの削減状況

省エネの取り組みを強化し、日々の生活において、環境に意識した生活や事業活動を推進するため、環境先進県に向けた次世代プログラムを策定し、具体的でわかりやすい取組みを提案している。

＜鳥取県内におけるCO₂排出量＞

- ・ 平成21年度のCO₂排出量は4,132千t-CO₂。1990年に比べて4.0%増加したが、新エネルギー導入量及び森林吸収量を合わせると3,580千t-CO₂と1990年度に比べ9.9%減少している。

(2) 「平成21年度に講じた施策」（記載の例示）

①こどもエコクラブ活動への支援

- ・ こどもエコクラブの活性化を推進するため、こどもエコクラブの活動経費の助成や県内こどもエコクラブの交流会を開催した。

（補助金総額：4,039千円、交流会活動発表：9クラブ）

②新エネルギーの推進

- ・ 太陽光発電を設置する個人への助成を行う市町村に対して支援を行った。

（補助率：3分の2、補助事業者：16市町村、補助金総額：133百万円）

③二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

- ・ アイドリングストップの推進を図った。（アイドリングストップ宣言者等合計：28,137人）
- ・ 環境にやさしい公共交通機関利用推進企業の認定を行った。（事業所数：36事業所）
- ・ 鳥取県庁での一斉消灯及びライトダウンイベントを実施した。

2 環境白書の入手方法

- 県のホームページに掲載 【平成22年度版 鳥取県環境白書ホームページ】

鳥取県ホームページ（とりネット） → とっとりエコナビ → 鳥取県環境白書

<http://www.pref.tottori.lg.jp/econavi/>

- 県内のすべての図書館、県地方機関及び市町村等に設置してある公共用端末（インターネット）や環境担当所管課の窓口で入手可能



この環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめたものです。

環境白書については、年度当初に講じようとする環境施策を取りまとめた【施策編】を公表して、県民の方々が利用可能な各種支援制度など周知を図っております。

このたび、前年度の各種データなどがまとまりましたので、「平成22年度の環境の現状」及び「平成21年度に講じた施策」について【実績編】として公表します。本白書が多くの県民、事業者などの皆様に活用され、環境への関心の高まりや、環境活動への具体的な取り組みへつなげていただければ幸いです。

■ 平成22年度 鳥取県の環境の現状【実績編（平成23年2月公表）】

- 1 環境教育・環境配慮活動の推進
 - 2 廃棄物の減量、リサイクル、適正処理
 - 3 水、大気、土壌の保全、環境ホルモンなどの化学物質の適正管理
 - 4 三大湖沼等豊かな自然環境の保全、再生状況
 - 5 美しい景観の保全状況
 - 6 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減状況
 - 7 自然エネルギーの導入状況
 - 8 酸性雨、黄砂防止対策の推進状況
- <資料>鳥取県環境行政史表

■ 平成22年度に講じようとする施策【施策編（平成22年6月公表）】

1. すべての主体の連携・協働による環境立県
 - 1.1 環境教育・学習の推進
 - 1.2 環境配慮活動の推進
 - 1.3 環境立県県民運動の推進
 - 1.4 大学との連携
2. 循環を基調とする経済社会システムの実現
 - 2.1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理
 - 2.2 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成
 - 2.3 水、大気、土壌環境の保全
 - 2.4 環境ホルモンなど化学物質の適正管理
3. 自然と人間との共生の確保
 - 3.1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生
 - 3.2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生
 - 3.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保
 - 3.4 人と自然とのふれあいの確保
4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造
 - 4.1 美しい景観の保全と創造
 - 4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備
 - 4.3 環境影響評価の推進
5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携
 - 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減
 - 5.2 自然エネルギーの導入
 - 5.3 酸性雨、黄砂防止対策の推進
 - 5.4 国際連携の推進
6. 共通的・基盤的施策の推進
 - 6.1 共通的・基盤的施策の推進

鳥取県の環境の現状

1 環境教育・環境配慮活動の推進状況

【1 現状と課題】

今日の環境問題は、日常生活、事業活動によってもたらされる環境への負荷が複雑に絡み合っており、その解決に向けては、すべての県民、企業、行政が自ら可能な環境配慮活動に積極的に取り組むことが必要である。

本県では、地球温暖化防止や循環型社会づくりなど、わが国をリードする「環境先進県」を目指して、環境に関する様々な施策を展開するとともに、地域ではNPOやボランティア団体などによって、環境配慮活動も活発に行われてはいるが、二酸化炭素排出量の削減やごみの減量・リサイクルといった取組みなど、その効果はなかなか現れていないのが現状である。

今後は環境教育・学習を通じて、環境問題の解決に向けて行動する人を育てるとともに、環境意識した生活や事業活動をさらに広げて県民運動的に展開し、すべての主体が連携・協働して実行していくことが必要である。

【2 県の取組み】

(1) 環境教育

持続可能な社会を構築していくためには、県民総参加の自発的な取組みが大切であり、県民一人ひとりが環境についての理解を深め、環境を意識した生活や事業活動に取り組む意欲を高めるために、「環境保全活動への支援、情報の提供」、「環境教育施設やとっとり環境教育・学習アドバイザーの紹介」などを実施している。

一方、公民館や学校PTAの行事、市町村開催のイベントなどでは、環境保全をテーマとした内容が組み込まれ、身近な地域の自然や環境を大切にす活動などの実践につながっている。

学校現場では、こどもエコクラブ活動などを活用し、環境教育に取り組む小・中学校も増加しており、身近な課題を取り上げ地域に出かけて学習するなど、環境教育が児童生徒の生活に根ざした取組となるよう努めている。

(平成22年度こどもエコクラブ登録数:76クラブ、メンバー・サポーター:7,447人)

		
活動発表 (こどもエコクラブ)	清掃活動 (こどもエコクラブ)	壁新聞 (こどもエコクラブ)
		
雪の観察会 (環境立県協働推進事業補助金)	自然観察会 (環境立県協働推進事業補助金)	水草等の植栽 (環境立県協働推進事業補助金)

(2) 環境配慮活動の推進

本県では、自らが事業所としての立場で環境配慮活動を進めるため「環境にやさしい県庁率先行動計画」に取り組むとともに、平成12年にISO14001の認証を取得した後は、公共事業においても生態系に配慮した工事の実施や建設副産物の再利用等を推進し、環境への負荷低減に努めている。

県内企業においても、環境問題への取組は、CSR(企業の社会的貢献)の一環としても広がりを見せており、ISO14001等の環境管理システムや環境美化活動、森林保全活動等も増えてきている。

本県では中小規模の事業所などが環境配慮活動に取り組むきっかけとなるよう、平成13年度からISO14001

の簡易版である鳥取県版環境管理システム(TEAS)という仕組みを作り、その認証取得を進めている。

このシステムでは、認証を受けようとする企業等の規模等に応じて無理なく取り組めるよう5つの規格を用意するなど環境配慮活動を支援している。また、学校でのTEASの取組も広がっており、児童・生徒の環境配慮活動への参画や計画的な環境学習の実施につながっている。

ISO14001・鳥取県版環境管理システム(TEAS)登録状況(累計)

登録区分	平成15年度末時点	平成21年度末時点
ISO14001	80件	98件
TEAS I種	10件	21件
TEAS II種	7件	51件
TEAS III種 (家庭・地域)	48件	274件
TEAS III種 (学校)		37件
TEAS III種 (小規模事業所)		297件
計	145件	778件

(3) 県内環境配慮活動団体等との連携 NEW!!

県内において環境配慮活動に取り組む様々な団体や企業、個人等が集まって環境活動の情報交換や各種活動への参加呼びかけを行う県内唯一の連合体である「とっとり環境ネットワーク」が主体となって実施する各種普及啓発活動を協働して行うなど、民間団体等との連携を推進している。

【平成22年度 とっとり環境デーイベントとの連携】

○とっとり地球生物サミットin米子の開催

- ・日 時 平成22年6月6日(日)10時から16時
- ・場 所 米子コンベンションセンター
- ・内 容 生物多様性に関する講演会、生物多様性に関するパネルディスカッション、環境学習体験コーナー、パネル展示



鳥取県の環境の現状

6 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減状況

【1 現状と課題】

<地球温暖化とは>

地球は、太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線形で熱が放射され、温室効果ガス(二酸化炭素(CO₂)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄など)がこの熱を吸収し、その一部を再び下向きに放射し地表面や下層大気を加熱するという仕組みにより生物の生存に適した気温に保たれている。この温室効果ガスの大気中濃度が増加すると、地表の気温が上昇することになり、ひいては地球規模で気温が上昇することを地球温暖化と呼んでいる。

地球温暖化が進むと、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業等に深刻な影響が出ると言われている。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第4次評価報告書(2007年)では、世界の平均気温の上昇、海面上昇などから地球温暖化が起こっていると断定するとともに、人類起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定されている。また、過去100年間(1906年～2005年)に世界平均気温が長期的に0.74℃上昇。最近50年間の長期傾向は、過去100年間のほぼ2倍になったと報告している。

<鳥取県の現状>

鳥取県内における2009(平成21)年度のCO₂排出量は4,132千t-CO₂。1990年に比べて4.0%増加(日本全体では4.1%減少)したと推計。新エネルギー導入量及び森林吸収量を合わせると3,580千t-CO₂(1990年度比9.9%減)

2008年度及び2009年度は、2008年夏から秋にかけての原油高騰、2008年10月に発生した金融危機の影響による景気後退により、一時的にエネルギー需要が減少しているものと考えられ、2010年度は景気の回復によるエネルギー需要の増加が見込まれる。

2008、2009年度はエネルギー需要の一時的な減少と考えられることを踏まえ、各部門の1990年度と2007年度の排出量を比較すると次のとおりである。

- 産業部門(製造業、農林水産業、建設業など)は、減少傾向
- 運輸部門(家庭外)は、減少傾向
- 運輸部門(家庭)及び民生家庭部門の排出量は、増加傾向
- 業務部門(オフィス、店舗、サービス施設、公共団体など)は、増加傾向

	1990年度	2006年度 (1990年度比)	2007年度 (1990年度比)	2008年度 (1990年度比)	2009年度 (1990年度比)	2010年度目標
産業部門	1,306	1,087 (▲16.8%)	1,089 (▲16.6%)	1,013 (▲22.4%)	部門別内訳 は計算中	1,076
運輸(家庭外)部門	909	833 (▲8.4%)	833 (▲8.4%)	790 (▲13.1%)		825
運輸(家庭)部門	239	349 (+46.0%)	342 (+43.1%)	317 (+32.6%)		332
民生家庭部門	707	895 (+26.6%)	907 (+28.3%)	880 (+24.5%)		851
民生業務部門	813	1,194 (+46.9%)	1,189 (+46.2%)	1,152 (+41.7%)		1,182
排出量計	3,974	4,358 (+9.7%)	4,360 (+9.7%)	4,152 (+4.5%)	4,132 (+4.0%)	4,266

新エネルギー導入量	-	▲27	▲55	▲55	▲55	▲84
森林による吸収量	-	▲425	▲449	▲474	▲497	▲515
排出量+吸収量合計	3,974	3,906 (▲1.7%)	3,856 (▲3.0%)	3,623 (▲8.8%)	3,580 (▲9.9%)	3,667

CO2排出量の推計に当たっては、電灯電力需要実績(中国電力株式会社)、都道府県別石油製品販売数量(石油連盟石油統計部会)、都市ガス販売量(鳥取ガス株式会社)及びLPガス都道府県別販売量を運輸と運輸以外に区分し、運輸以外は、都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)の構成比で按分している。

鳥取県のCO2排出量の現状(千t-CO2)

【2 県の取り組み】

鳥取県では、2008(平成20)年に「環境先進県に向けた次世代プログラム」(次世代プログラム)を策定し、この中でCO2の削減に関する数値目標を、「2010(平成22)年度に、1990(平成2)年度に比べて8%以上削減することと定めた(新エネルギー導入量及び森林吸収量も考慮)。

また、県の率先行動として職員の服装及び効率的な冷暖房を工夫し、夏の冷房温度を28℃、冬の暖房温度を18±1℃に設定し、クールビズ・ウォームビズを推進するなど、従来から実施している省エネ取組み強化し、CO2削減に努めている。

次世代プログラムでは、特定の人や企業の取組ではなく、より多くの県民の皆さんがいっしょになって環境を意識した生活や事業活動を推進するため、具体的でわかりやすい取組を提案している。

併せて、ライフスタイルの転換によりどの程度環境負荷(CO2排出量等)を低減できる、あるいは温暖化防止などに寄与できるかといった成果や効果をできる限り数値で示し、皆さんのライフスタイル転換のきっかけ作りや継続した活動となるよう各種情報も提示している。

【3 今後の課題】

地球温暖化防止のための県、事業者及び県民の責務を明らかにすることを目的として、「鳥取県地球温暖化対策条例」が平成21年3月に制定された。

今後は、条例に基づいて温暖化防止対策の確実な成果を上げるため、県庁自らが率先して行動するとともに、県内のCO2排出量の半分を占める家庭・業務部門の排出量削減のため、引き続き家庭・事業所でのCO2削減に向けた取組が行われるよう、省エネ・省資源など新しいライフスタイルへの転換や、具体的な行動についてわかりやすい普及啓発を行っていく必要がある。

また、県内における2020年度の温室効果ガス排出量に関する目標や目標達成のための施策等を定める「対策計画」を検討中であり、平成23年4月を目途に策定することとしている。

〈コラム〉環境にやさしい車:電気自動車 NEW!!

電気自動車(EV:Electric Vehicle)は、ガソリンの代わりにバッテリーに充電された電気を動力源としてモーターで走行する自動車です。低炭素社会を目指す中で、走行中に二酸化炭素を排出しないEVは、大きく脚光を浴びるようになりました。

価格がまだガソリン車に比べて高いことや航続可能距離が限られているなどの課題はありますが、静かでパワーがあり維持費も抑えられるなどEVならではの特性、何より環境にやさしい乗り物ということで、最近、急速に普及が進みはじまりました。

大手自動車メーカーやベンチャー企業のEVへの参入も相次いでおり、今後も価格の低下やバッテリーの高性能化などにより、一層普及が進むことが期待されます。



県が民間会社とシェアリングしている電気自動車



平成22年度環境立県推進功労者知事表彰について

平成23年2月16日
環境立県推進課

環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体を称えるため平成19年度より「鳥取県環境立県推進功労者知事表彰制度」を設けています。

今年度は下記2名の方の表彰を行いました。

記

1 日 時 平成23年2月10日（木） 午後4時15分～4時30分

2 場 所 県庁本庁舎3階 第2応接室

3 被表彰者

功績区分	氏名	年齢	所属	主な功績
実践活動 教育啓発	ふくだ ただあき 福田 忠明 (北栄町)	68歳	NPO太陽エネルギー学校（主催） とっとり環境ネットワークコーディネーター	長年にわたる自然エネルギーの普及啓発・環境教育活動の推進
実践活動 教育啓発	まつもと てるゆき 松本 輝之 (鳥取市)	74歳	鳥取県猟友会（前会長）	猟友会の会長として外来生物の防除や県の鳥獣保護管理計画策定に尽力

4 贈呈者 平井知事

5 選考の基準

(1) 環境保全のための実践活動に関する功績

広域的、先導的若しくは長期的な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。

(2) 環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績

省エネルギー技術、温室効果ガスの排出低減技術その他の環境保全のための技術若しくはそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究又はそれらの先導的若しくは大量の導入若しくは普及啓発を行ったこと。

(3) 環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績

多年にわたり環境保全のための情報の発信又は学校、地域、企業等における教育啓発活動を行ったこと。

鳥取県地球温暖化防止活動推進員養成研修（とっとりエコサポーターズ養成講座）の開催について

平成23年2月16日
環境立県推進課

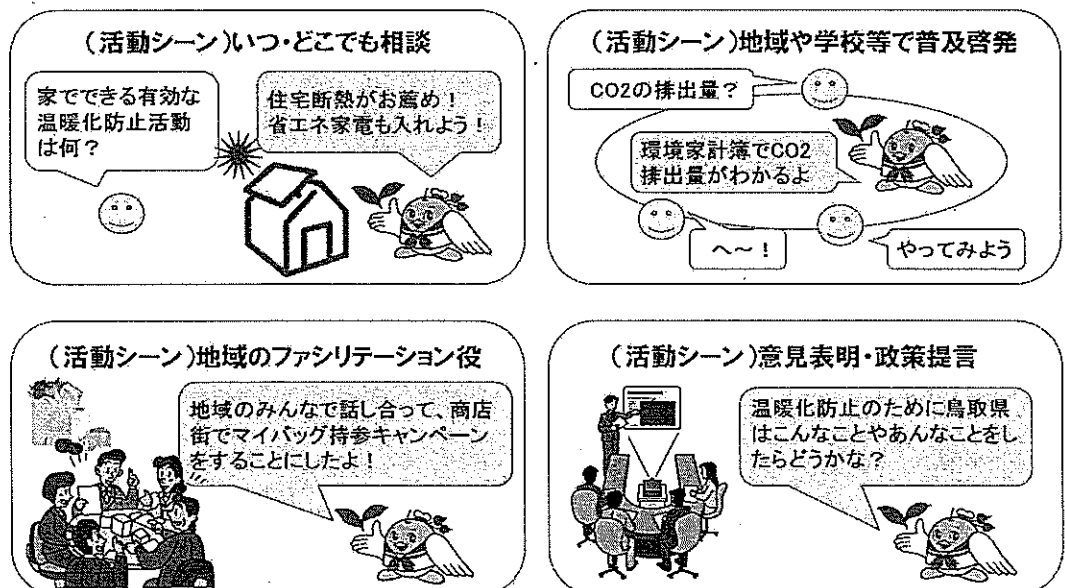
本県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第23条の規定により、地球温暖化防止に係る知見を持ち、地域において活動をリードできる人材として「鳥取県地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）の委嘱を行っています。推進員になるためには、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターが開催する「鳥取県地球温暖化防止活動推進員養成研修（とっとりエコサポーターズ養成講座）」（以下「養成研修」という。）の受講が必要であり、このたび、初めて養成研修を実施するものです。

1 日時及び場所

- (1) 西部会場 平成23年2月19日（土） 午前10時～午後5時30分
平成23年2月20日（日） 午前9時30分～午後5時
国際ファミリープラザ（米子市加茂町二丁目180番地）
- (2) 東部会場 平成23年2月26日（土） 午前10時～午後5時30分
平成23年2月27日（日） 午前9時30分～午後5時
鳥取環境大学（鳥取市若葉台北一丁目1番1号）

- 2 主催 鳥取県、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（TCCCA トッカ）
- 3 協力 鳥取環境大学
- 4 内容 気候変動、鳥取県の地球温暖化防止活動に関する基礎知識及びファシリテーション技術の習得
- 5 講師 京都府地球温暖化防止活動推進センター 福村 由起 氏
鳥取県人権文化センター 尾崎 真理子 氏
- 6 申込者数 計55名（西部会場 22名、東部会場 33名）（2月4日現在）【定員 各会場15名】
（※定員を超えた申込があったが、会場には収容可能であり、申込者全員に受講していただく。）
- 7 今後の予定
- ・ 養成研修を受講し、県に登録申込書を提出された方を推進員に委嘱。
 - ・ 推進員には、県地球温暖化防止活動推進センターが県委託業務として行う予定の普及啓発事業（地域での温暖化防止活動の掘り起こし、センター・市町村・推進員による勉強会等）に協力していただく。

8 活動イメージ



八頭町内での廃棄物処理施設（破碎施設）の設置計画に係る条例手続きの状況について

平成23年2月16日
循環型社会推進課

- 株式会社リグラス（本社八頭町）が計画しているガラスくず破碎施設については、昨年4月から鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、関係住民と合意形成に向けた調整が行われているところです。
- 事業者と関係住民との間で合意が得られていないことから、2月9日に県が主催する調整会議を開催し、双方の主張内容について理解の促進を図り、論点のうち3点については了解を得られましたが、2点については了解を得るには至りませんでした。
【了解事項】 ①騒音、③有害物質の混入、⑤施設が既に設置されていたこと
【未了解事項】 ②粉塵、④設置場所
- その結果を同日開催した鳥取県廃棄物審議会で報告したところ、「意見調整を終結」することが適当という結論となりました。
【終結理由】
①事業者対応の十分性について
⇒住民への説明等の経過、住民意見に対する説明・対応内容からみて、事業者の対応は十分と認められる。
②意見調整の終結について
⇒条例第19条の（2）「関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。」及び（3）「事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。」に該当し、意見の調整を終結するのが適当。

1 (株) リグラス事業計画

現在、ガラスカレットを原料として再生砂を製造しているが、今後、製造工場等からガラスくず（産業廃棄物）を取り扱うため、産業廃棄物処理業の許可を取得する計画。

施設の種類	ガラスくずの破碎施設
取扱品目	ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。） 以上1品目、特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
処理能力	4.4トン/日（550kg/時間×8時間×日）
設置場所	鳥取県八頭郡八頭町奥谷字神明前（郡家コンクリート工業（株）敷地内）
作業時間帯等	作業時間：8時～12時、13時～17時 作業を行わない日：日曜日、祝日、年末年始及び盆休

2 ガラスくず破碎施設に係る事業者と関係住民の意見調整会議の概要

(1) 日時等：2月9日（水）9：00～11：35（於）県庁特別会議室

(2) 参加：リグラス（山根代表取締役、他1名）、関係住民（4名）、八頭町（担当課長）
鳥取県（生活環境部長他）、オブザーバー：廃棄物審議会委員

(3) 内容：以下の論点等について、双方の主張を確認しながら意見調整を行った。

【論点】

- ①騒音に対する懸念
対応⇒・建物内部に吸音材を貼るなど防音対策を追加で実施済。
・年6回騒音測定を行い結果の報告を約束。
*騒音レベルが64.6dB⇒62.4dBに低減（目標値65dB以下）
- ②粉塵に対する懸念
対応⇒・防塵カバーの追加設置や接続部をバンドで止める等の飛散防止対策を実施済。
・工場を閉め切った状態で施設を稼働、機械稼働時を避けて搬入・搬出を実施。
*粉塵測定結果 最大0.068mg/m³（ビル管理法0.15mg/m³以下）
- ③原料への有害物質の混入の懸念
対応⇒・情報開示を行うとともに、有害物質の有無等は排出先からの書面等によって確認。
- ④設置場所の選定経緯
対応⇒・コスト面と交通アクセス等を勘案して場所を選定（再選定は困難）と説明。
- ⑤施設が既に設置されていることに対する不信
対応⇒・設置時点では製造業であり、設置許可は不要であった。（条例の対象外）
・2月には、工場見学会を開催し地元で公開している。

(4) 調整結果

- ・上記(3)のうち、①騒音、③有害物質の混入、⑤施設が既に設置されていたことについては了解が得られた。
- ・その他、②粉塵、④設置場所については、了解を得るには至らなかった。
 - ⇒粉塵：・最大の問題だと認識しており何か工夫していただくということを前提にこのあたりで折り合いを付けないといけないと思う。
 - ・平行線のままだろうと思う。
 - ⇒場所：現時点で計画を止めることは出来ないと思うが、了解かと言われると了解できない。

3 鳥取県廃棄物審議会の概要

(1) 日時等：2月9日(水) 11:55～12:30 (於) 県庁特別会議室

(2) 鳥取県廃棄物審議会委員

区分	専門	氏名	役職
処理技術	大気環境	西村 正治	鳥取大学工学部教授
	水環境	◎細井 由彦	鳥取大学工学部教授
条例手続	環境	榎 直子	鳥取市清掃審議会委員、総務省行政相談員
	法律	杉山 尊生	弁護士

◎：会長

(3) 内容：調整会議の結果を踏まえて、双方の主張の妥当性や更なる説明の必要性等について意見聴取を行った。

(4) 審議結果

- ①事業者対応の十分性について
 - ⇒住民への説明等の経過、住民意見に対する説明・対応内容からみて、事業者の対応は十分と認められる。
- ②意見調整の終結について
 - ⇒条例第19条の(2)及び(3)に該当し、意見の調整を終結するのが適当。

<参考：条例第19条>

知事は、意見の調整の結果、これに対する事業者の対応が十分と認められ、かつ、次の号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

- (1) 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- (2) 関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- (3) 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

4 今後の予定

- (1) 審議会の意見を踏まえて意見調整を終結し、事業者、関係市町村に通知するとともに、関係住民に対する周知を行う。
- (2) 条例手続を終結し、廃掃法に基づく許可手続に移行する。

<参考：主な経過>

H22. 4. 7	事業者から県に事業計画書及び周知計画書の提出
4. 29～	事業者による説明会の開催等
7. 6	事業者から実施状況報告書の提出
8. 20	県から事業者へ実施状況報告書の補正を通知
8. 30	事業者が追加説明会を開催
9. 2	事業者から実施状況報告書の提出
11. 11	鳥取県廃棄物審議会を開催
11. 30	実施状況報告書に対する通知
12. 1	事業者から意見調整申出書の提出
H23. 2. 9	意見調整会議及び鳥取県廃棄物審議会の開催

産業廃棄物最終処分場設置に係る検討状況について

平成23年2月16日
循環型社会推進課

1 主な検討経過

- 平成20年 5月 新たな最終処分場の候補地等を公表
- 平成20年 7月 環境プラント工業が事業計画案の策定に着手
- 平成21年 6月 センター理事会で県生活環境部長が理事就任
- 平成21年 7月 センター理事勉強会で環境プラント工業が事業計画案を説明
センターは事業計画案について環境プラント工業と協議開始
- 平成22年 1月 センターは専門コンサルタントに事業計画案の点検を依頼
- 平成22年 3月 専門コンサルタントの報告を踏まえ環境プラント工業と協議
- 平成22年 5月 センター理事勉強会（3回開催）
～8月 （内容：コンサルタントの報告をもとに課題検討、安全性の確保と事業収支等）
- 平成22年 8月 環境プラント工業と協議（4回開催）
～11月 （内容：安全性の確保と事業収支、生活環境に配慮した施設整備等）
- 平成22年11月 センター理事勉強会（環境プラントとの役割分担等）

2 検討の現状

(1) 関係自治会からの主な要望事項（平成20年2月～平成21年9月）

- ①施設・設備に関する事項
⇒廃棄物の流出対策、地下水汚染対策、遮水シートの破損対策 等
- ②事業主体・体制に関する事項
⇒事故が起きた時の責任、民間企業の運営に対する不安、受入廃棄物の搬入検査の徹底等

(2) 県内中間処理業者及び多量排出事業者の意向調査（平成22年6月県実施）

- ※アンケート送付146社→回答103社（回答率71%）
- ①現状：「困っている」が47%、「困っていない」が53%
（※困っていない主な理由：現在の委託先に残余量があるから等）
- ②将来：「困るようになる」が80%、「困らない」が20%

(3) 上記(1)、(2)を踏まえた検討事項

- ①地域の生活環境保全に配慮した「安全性」の確保
⇒遮水工、浸出水処理施設等について、安全性の確保と投資・維持管理コストの双方から検討する。
- ②事業として成り立つ「運営計画」の検討
※高額な排水処理コスト、処分料金の下落等（トン3万円→1万5千円）に対応した運営計画の検討
⇒廃棄物処理料金、埋め立て期間、維持管理等について検討する。
⇒国庫補助金等の活用を検討する。
- ③安全で効率的な運営体制の検討
⇒現行の役割分担等について、専門コンサルタントの意見を聞きながら検討する。

3 今後のスケジュール（予定）

- 平成23年春頃：センター理事勉強会で検討結果を踏まえて整備方針（案）を取りまとめ、環境プラント工業と協議
その後、夏頃までに、地元自治会、議会、出資者（市町村、事業者、経済団体等）、関係機関等に説明
- 平成23年秋頃：センター理事会において整備方針を決定

4 その他

- （財）鳥取県環境管理事業センターに運営資金として貸した県貸付金が、平成22年度末に償還期限が到来するが、最終処分場が未稼働であり、事業収入がない現状では償還は困難であることから、償還猶予する方向で検討中
【貸付金残高】258,092千円（平成22年度から10年均等返済）※一部5年均等返済あり

鳥取県景観計画の変更について

平成23年2月16日

景観まちづくり課

1 趣旨

本県における良好な景観を保全、創造していくため、鳥取県景観計画において、行為の制限に関する事項等を定め、事業者等による景観形成活動を促進してきたところであるが、洋上風力発電の建設計画や山陰海岸の世界ジオパークネットワーク加盟等の状況の変化に伴い、見直し案を作成し、各市町村への意見照会、パブリックコメントの実施、鳥取県都市計画審議会及び鳥取県景観審議会での審議結果等を踏まえて、景観計画区域や景観形成重点区域の追加等の変更を行うものである。

2 景観計画変更の概要

(1) 景観計画区域の変更

現行の鳥取県景観計画における景観計画区域について、市町村の区域という表記はあるものの、海面の区域に関する記載はないため、景観計画区域に「(海面については、海岸汀線から海側1.5キロメートル以内の範囲)」という海面部分の記述及び区域図への表示を加える。

(2) 景観形成重点区域の追加

現行の景観形成重点区域「大山」、「沿道海浜(北条砂丘・弓ヶ浜)」に、海岸等の豊かな自然を有する地域で県土の景観形成上特に重要な区域に該当するものとして、岩美町地内の山陰海岸国立公園地域(うち特別保護地区及び第1種・第2種特別地域のみ)を「山陰海岸景観形成重点区域」として追加するとともに、景観形成重点区域の沖合海面部分も陸地部分と同様に重点区域とする。

このため、景観形成重点区域(大山を除く。)に「(海面については、海岸汀線から海側1.5キロメートル以内の範囲)」という海面部分の記述及び区域図への表示を加える。

<山陰海岸景観形成重点区域の説明>

世界ジオパークネットワーク加盟となった山陰海岸のうち岩美町における海岸は海蝕崖や海蝕洞等の海蝕地形が発達したリアス式海岸といった優れた自然景観を有し、県民のみならず鳥取県を訪れる多くの人々に鳥取県の景観を印象づける重要な地域である。

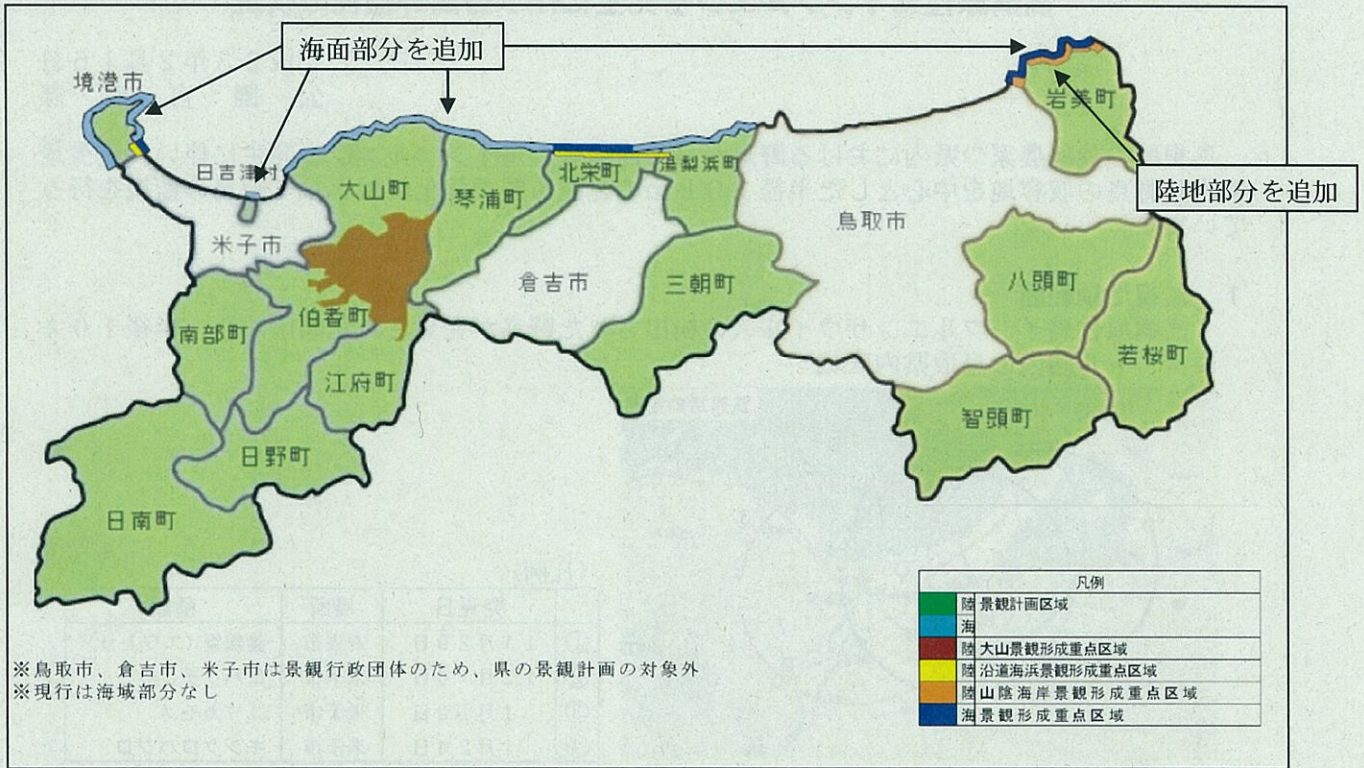
(3) 勧告要求基準の変更

景観計画区域における景観形成基準のうち建築物及び工作物の新築、増改築又は外観を変更することとなる修繕等の勧告要求基準について、「敷地面積(建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。)の3%以上を緑化すること」としているものについて、敷地面積が小さい(10平方メートル以下)場合においては、緑化義務の対象外とする。

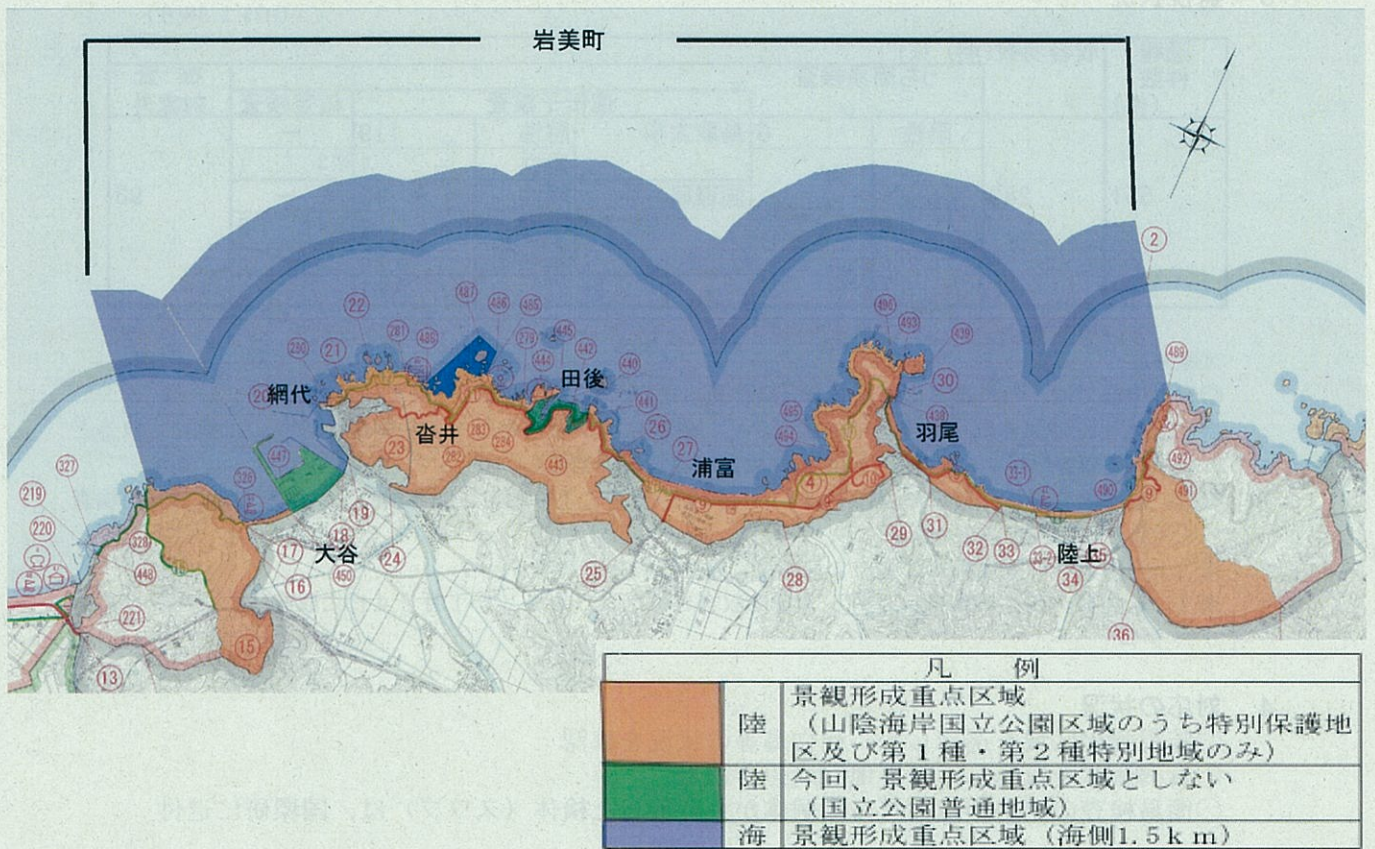
3 景観計画変更の経緯等

時期	内容説明
H22年 5月	・市町村意見等照会
7月	・鳥取県都市計画審議会(意見聴取)、鳥取県景観審議会(予備審議)
10月	・パブリックコメントの実施(意見なし)
12月	・鳥取県都市計画審議会(意見聴取)、鳥取県景観審議会(本審議)
H23年 3月	・景観計画の変更(告示予定)

【鳥取県景観計画区域図（全体区域図）】（変更後）



【山陰海岸景観形成重点区域図】（変更後）



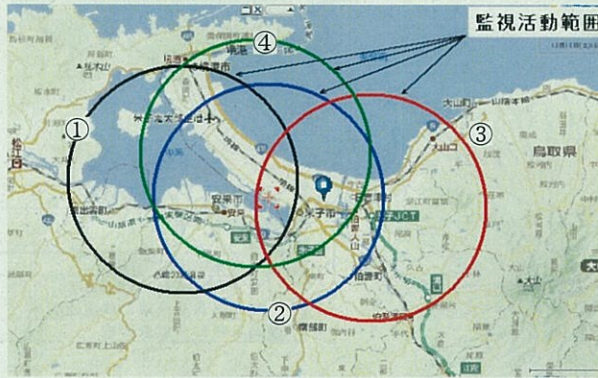
高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う野鳥等監視の状況

平成23年2月16日
公園自然課

島根県の養鶏農家や県内における野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、発生地や当該野鳥の収容地を中心とした半径10kmの範囲を監視強化区域として野鳥の監視を行っています。

1 監視活動範囲

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出された野鳥が発見された場所から、半径10キロメートル圏内の鳥取県内区域



〈凡例〉

	発見日	場所	種類
①	11月29日	安来市	養鶏場(ニワトリ)
②	12月4日	米子市	コハクチョウ
③	1月19日	米子市	ユリカモメ
④	1月24日	米子市	キンクロハジロ

2 体制

巡視班 3班編制(1班当たり2人) 6名
通報窓口班 4名

3 監視状況

(H23.2.9現在)

通報件数 (件)	収容羽数(羽) ※1	うち簡易検査				検査対象外	
		陽性	0	遺伝子検査			確定検査
				鳥取大学	国環研		
551	283	陰性	190	陰性	119	—	93
				陽性	1 ※3	1	
		陽性	2 ※4	陰性	13	—	
				陽性	2	2	
		未判定	26	—			
計	※2	161	3				

《備考》

◎東・中部では、これまでに通報が330件あったが、異常鳥は確認されていない。

※1 通報時の聞き取りや現地での状況から、衰弱原因が明らかなものや外傷性のは検査対象外として収容していないもの。(通報件数と収容羽数の相違)

※2 確定検査基準外の29羽について、住民等の要請により独自に簡易検査を行ったもの。(簡易検査数と確定検査数の相違)

※3 鳥取大学の陽性個体は、12月4日に収容されたコハクチョウ

※4 国環研の陽性個体は、1月19日に収容されたユリカモメと1月24日に収容されたキンクロハジロ

4 対応の状況

- 監視強化区域を巡回して、死亡鳥等の状況を確認
- 衰弱個体を収容し、収容地点周辺を消毒
- 簡易検査の結果が陰性だった個体から採取した検体(スワブ)は、国環研に送付

5 今後の監視調査について

これまで、国のマニュアルに沿って高病原性鳥インフルエンザウイルスであることが確認された時点で周辺地域（半径10km範囲内）の警戒レベルを最高位の3に引き上げていましたが、全国各地での発生を踏まえ、1月下旬からは野鳥からA型インフルエンザ陽性の判定が出た段階で県独自に当該野鳥の収容場所周辺地域をレベル3とし、早期に監視強化を行うこととしています。

警戒区分	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査				
		死亡野鳥等調査		糞便採取調査	野鳥捕獲調査	
		感染リスクの高い種（表I-4参照）	その他の種			
通常時 (レベル1)	日常的監視	同一場所で3羽以上死亡している場合（タカ目は1羽から）に検査	同一場所で10羽以上死亡している場合に検査	10月～翌年5月までの間、環境省が予め決めた地点で糞便を採取し、検査		
警戒時 (レベル2)	監視強化	死亡1羽から検査	(レベル1と同じ)	(レベル1と同じ)		
国内発生時 (レベル3)	発生地周辺（発生地から半径10km以内、但し、状況に応じ最大半径30kmまで拡大）	野生鳥獣の異常の監視	死亡1羽から検査	3個体以上死亡している場合（哺乳類含む）に検査	糞便採取調査を追加（1ヶ所100個）	野鳥捕獲調査を実施（1ヶ所100羽）
	それ以外の地域	監視強化	死亡1羽から検査	(レベル1と同じ)	(レベル1と同じ)	

※レベル2以降の警戒区分においては、カラス類等の生息数の多い種について、検体数が急激に増えることが予想されるため、都道府県の検査体制を踏まえ実施すること。

警戒レベルに応じた野鳥サーベイランスの実施概要（環境省マニュアルから）

全国都市緑化とっとりフェアの開催同意について

平成23年2月16日
公園自然課

1 概要

平成25年度秋に鳥取市において鳥取県と鳥取市の共催により開催を予定している「第30回全国都市緑化とっとりフェア」について、平成23年1月27日付けで国土交通大臣による開催同意を得ましたので報告いたします。

2 開催概要

- (1) 開催時期 平成25年10月頃
- (2) 会 期 約45日間程度
- (3) 入場者数 目標 30万人
- (4) 主な会場 湖山池公園(湖山池東岸と青島の公園区域)をメイン会場に開催
コカコーラウエスト・スポーツパークを式典関連用サブ会場として予定
- (5) 主 催 鳥取県、鳥取市、財団法人都市緑化基金

3 開催方針案

世界ジオパークエリア内で開催される緑化フェアとして鳥取の素晴らしい自然と歴史・風土を活かし、また環境に配慮し緑豊かな潤いあるまちづくりの情報発信、県民全体の緑化運動に繋がるフェアとなるよう取り組む。

- (1) 鳥取の特徴あふれる風土の魅力発信
- (2) 花と緑と歩む新しい暮らしの体感
- (3) とともに進める緑のまちづくり

4 今後のスケジュール

- 平成23年 2月 基本計画策定業務の発注
- 平成23年 6月 実施計画策定業務の発注、実行委員会立ち上げ
- 平成24年 4月 フェア会場本格整備着手(植栽等)
- 平成25年10月 フェア開催

【参考】

1. 都市緑化フェアとは

都市緑化意識の高揚や、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、緑豊かな潤いのある街づくりに寄与することを目的とした花と緑の祭典。

地方公共団体と財団法人都市緑化基金との共催により昭和58年の開催より、平成25年度の本県開催まで30回目を数える。

2. 最近の開催状況

開催年	主催	会期	主会場	入場者数
平成21年 (第26回)	岡山県、岡山市	3月20日～5月24日 (66日間)	岡山市西大寺地区、岡山城後楽園	実績 92万人
平成22年 (第27回)	奈良県	9月18日～11月14日 (58日間)	馬見丘陵公園(奈良県広陵町、河合町)ほか	実績 43万人
平成23年 (第28回)	鹿児島県、鹿児島市	3月18日～5月22日 (66日間)	吉野公園、鹿児島ふれあいスポーツランド(鹿児島市)ほか	目標 80万人

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

生活環境部

【変更分】

主 務 課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅末恒第一団地第二期住戸 改善工事(52-11棟)(建築)	鳥取市 美萩野 一丁目	株式会社ジューケン 代表取締役 石田 正美	(当初契約額) 156,975,000円	平成22年1月22日 ～ 平成23年2月25日 (変更なし)	平成22年1月21日	
				(変更後契約額) 165,630,150円 (変更額) 8,655,150円		(変更契約年月日) 平成22年11月5日	(第1回変更)
				(変更後契約額) 175,176,750円 (変更額) 9,546,600円	(変更なし)	(変更契約年月日) 平成23年1月18日	(第2回変更)
くらしの安心局 住宅政策課 (中部総合事務所 生活環境局)	県営住宅和田団地第三期住戸改善 工事(建築)	倉吉市 馬場町	株式会社松本鉄工所 代表取締役社長 松本 泰典	(当初契約額) 162,750,000円	平成22年1月4日 ～ 平成23年1月31日 (変更なし)	平成22年1月4日	
				(変更後契約額) 183,821,400円 (変更額) 21,071,400円		(変更契約年月日) 平成22年6月15日	(第1回変更)
				(変更後契約額) 192,980,550円 (変更額) 9,159,150円	(変更後工期) ～ 平成23年2月14日	(変更契約年月日) 平成23年1月21日	(第2回変更)